

【協議事項 3】 在宅医療について

1 在宅医療に関する国の通知

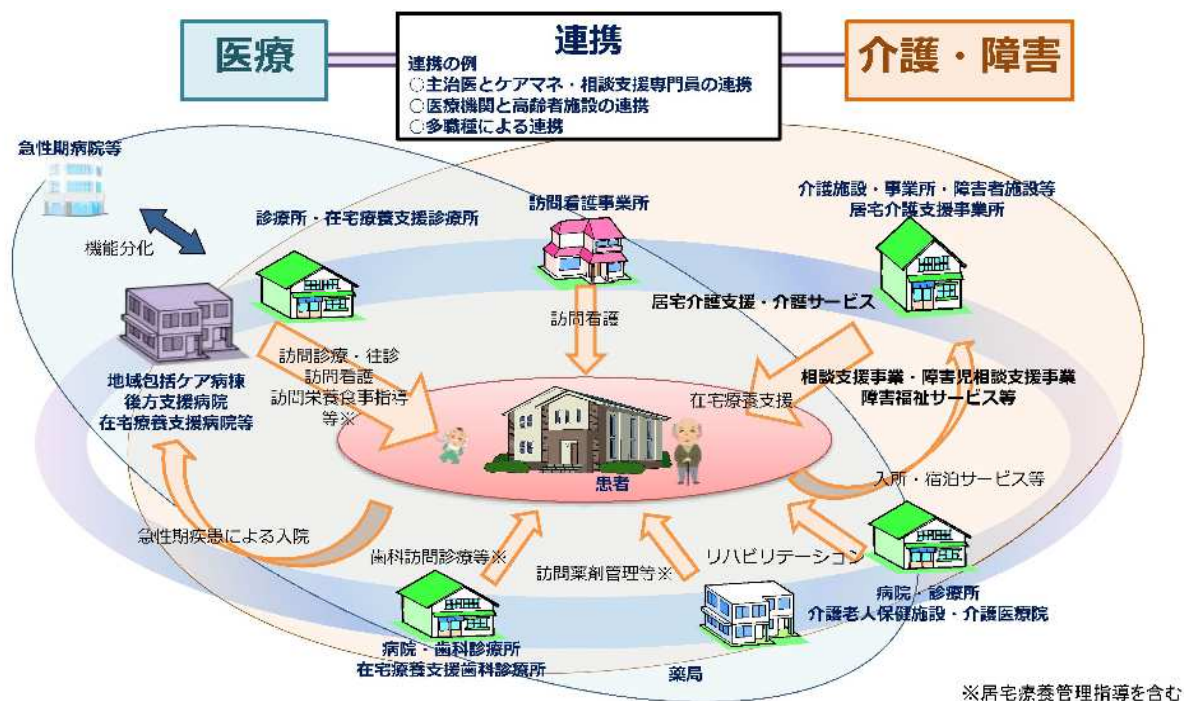
(1) 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について在宅医療の体制構築に関する指針」

(厚生労働省医政局地域医療計画課課長通知：令和 5 年 6 月 29 日)

多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。高齢化の進展に伴い疾病構造が変化し、誰もが何らかの病気を抱えながら生活をするようになる中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められている。在宅医療は、高齢になっても、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素である。

また、今後増大する慢性期の医療ニーズに対し、在宅医療はその受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。

地域包括ケアシステムにおける在宅医療（イメージ）（厚生労働省資料）



(2) 「新たな地域医療構想について（一部抜粋）」

(厚生労働省 第 9 回新たな地域医療構想等に関する検討会：令和 6 年 9 月 30 日)

在宅医療の医療提供体制については、地域によって増加する在宅需要に対応するため、都道府県において適切な在宅医療の圏域を設定し、地域の協議・調整を通じて、より実効性のある体制整備を進めることが必要。

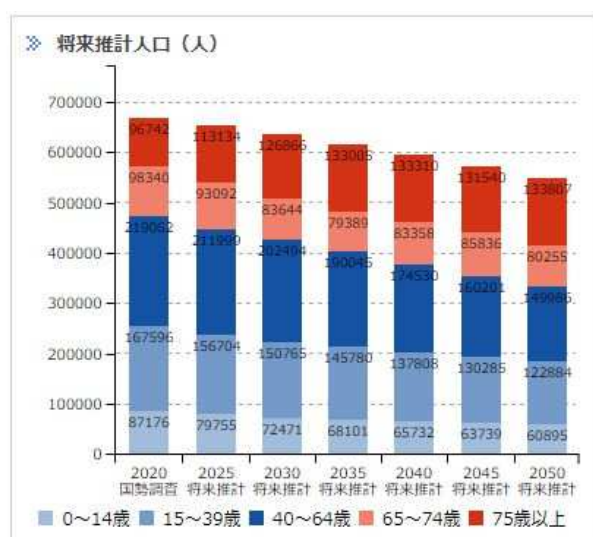
2 圏域の人口推計及び医療提供体制の現状

(1) 鹿児島保健医療圏（3市2村）の基本情報

市町村別 区分	鹿児島市	日置市	いちき串木野市	三島村	十島村	計
面積 (km ²)	547.55	253.01	112.30	31.40	101.14	1045.4
人口 (人)	587,049	46,069	26,323	374	737	660,552
高齢者人口 (人)	164,056	16,962	10,181	99	198	191,496
人口に占める高齢者の割合 (%)	29.9	36.9	38.7	26.5	26.9	30.3
人口密度 (人/km ²)	1072.1	182.1	234.4	11.9	7.3	631.9
世帯数 (世帯)	284,721	19,400	11,866	211	418	316,616

出典：（人口）人口動態統計 令和5年10月，（面積）令和2年国勢調査

(2) 鹿児島保健医療圏の将来推計人口（人） (3) 医療介護需要予測指数(2020年実績=100)



出典：地域医療情報システム(JMAP)

■ 将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（2023年12月推計）

■ 医療介護需要予測：各年の需要量を以下で計算し、2020年の国勢調査に基づく需要量=100として指数化

・各年の医療需要量=0～14歳×0.6+15～39歳×0.4+40～64歳×1.0+65～74歳×2.3+75歳～×3.9

・各年の介護需要量=40～64歳×1.0+65～74歳×9.7+75歳～×87.3

(4) 施設種類別の施設数（人口10万人あたりは、2020年国勢調査総人口で計算）

①在宅医療に関する施設種類別分類

施設種類別の施設数	施設数			人口10万人あたり施設数	■鹿児島医療圏 ■鹿児島県
	鹿児島医療圏	鹿児島医療圏	鹿児島県		
在宅療養支援診療所1：機能強化型（単独型）	3	0.45	0.19	0.45 0.19	
在宅療養支援診療所2：機能強化型（連携型）	25	3.74	3.46	3.74 3.46	
在宅療養支援診療所3：その他	73	10.91	13.91	10.91 13.91	
在宅療養支援診療所合計	101	15.10	17.57	15.10 17.57	
在宅療養支援病院1：機能強化型（単独型）	6	0.90	0.94	0.90 0.94	
在宅療養支援病院2：機能強化型（連携型）	2	0.30	0.63	0.30 0.63	
在宅療養支援病院3：その他	30	4.48	4.03	4.48 4.03	
在宅療養支援病院合計	38	5.68	5.60	5.68 5.60	
在宅療養後方支援病院合計	4	0.60	0.57	0.60 0.57	
訪問歯科合計	271	40.51	34.25	40.51 34.25	
訪問薬局合計	365	54.57	50.31	54.57 50.31	

出典：JMAP（施設数 九州厚生局令和7年1月届出数）

（参考）在宅療養支援事業所（在支診）、在宅療養支援病院（在支病）の施設基準

	機能強化型在支診・在支病				在支診在支病	(参考)在宅療養 後方支援病院
	単独型		連携型			
	診療所	病院	診療所	病院		
全ての在支診・ 在支病の基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ② 緊急時の入院体制 ③ 適切な意思決定支援に係る指針の作成 ④ 訪問医療指導を行うことが可能な体制の整備 ⑤ 介護保険施設から求められた場合、協力医療機関として定められることが望ましい				⑥ 24時間の往診体制 ⑦ 連携する医療機関等への情報提供 ⑧ 24時間の訪問看護体制 ⑨ 年に1回、看取り数等を報告している	
全ての在支病の 基準	「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。 (1) 許可病床200床未満*であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う医師と別とあること ※ 医療資源の少ない地域に所在する保健医療機関においては280床未満				① 許可病床数200床以上 ② 在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保 ③ 連携医療機関の求めに応じて入院希望者の診療が24時間可能な体制を確保（病床の確保を含む） ④ やむを得ず当該病院に入院されることのできない場合に、対応可能な病院を探し紹介すること ⑤ 連携医療機関との間で、3月に1回以上、患者の診療情報の交換を行い、入院希望者の一層の支援を作成	
機能強化型 在支診・在支病 の基準	⑥ 在宅医療を担当する常勤の医師 3人以上		⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 2人以上			
	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績10件以上 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上 ・地域包括ケア病院・入院医療管理科1又は3を擁している		⑨ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績10件以上各医療機関で4件以上 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上 ・地域包括ケア病院・入院医療管理科1又は3を擁している			
	⑩ 過去1年間の看取りの実績又は認定・準認定病院の医学管理の実績いずれが4件以上		⑪ 過去1年間の看取りの実績連携内で4件以上かつ、各医療機関において、看取りの実績又は認定・準認定病院の医学管理の実績いずれが2件以上			
	⑫ 地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい					
	⑬ 各年5月から7月までの訪問診療の回数が一定回数を超える場合においては、次年の1月から在宅データ提出加算に係る届出を行っていること。					

出典：厚生労働省保険局医療課（令和6年診療報酬改定の概要【在宅（在宅医療、訪問看護）】）

②介護に関する施設種類別分類



出典：JMAP（介護施設数 は令和 7 年 1 月ウェルネスデータベース HP 情報）

〈参考〉

施設	介護サービスの種類
訪問型介護施設	訪問介護，夜間対応型訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所型介護施設	通所介護，認知症対応型通所介護，療養通所介護，通所リハビリテーション，地域密着型通所介護
入所型介護施設	小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，介護老人福祉施設，介護老人福祉施設（地域密着型），介護老人保健施設，介護療養型医療施設，看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス），介護医療院
特定施設	有料老人ホーム，有料老人ホーム（外部サービス利用型），有料老人ホーム（地域密着型），軽費老人ホーム，軽費老人ホーム（外部サービス利用型），軽費老人ホーム（地域密着型），サービス付き高齢者向け住宅【サ高住】，サ高住（外部サービス利用型），サ高住（地域密着型）

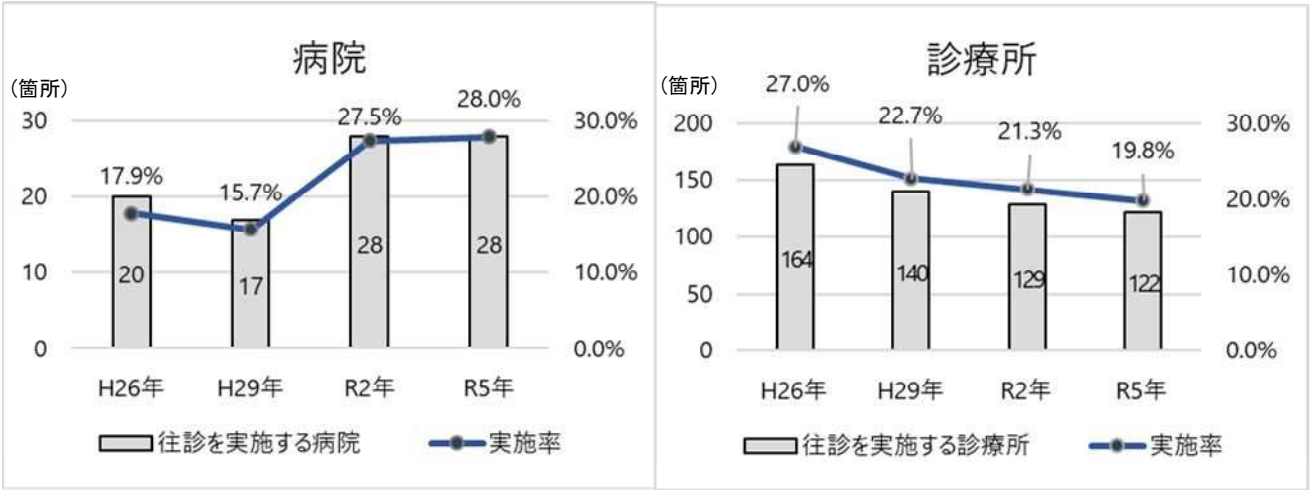
(5) 在宅医療サービスの実施状況

(出典：平成 26 年～令和 5 年医療施設静態調査)

① 往診

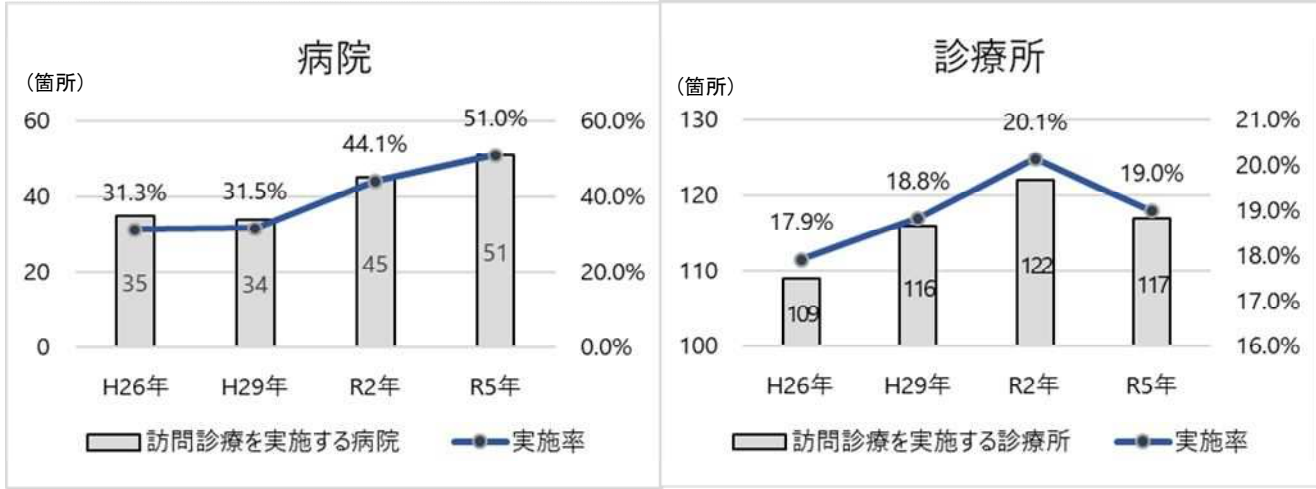
件数：9 月時点（1 か月分）

区分	病院					診療所				
	病院総数	往診実施	往診実施率	往診件数	1施設当たりの往診件数	診療所総数	往診実施	往診実施率	往診件数	1施設当たりの往診件数
	A(箇所)	B(箇所)	A/B (%)			A(箇所)	B(箇所)	A/B (%)		
H26年	112	20	17.9%	139	6.95	608	164	27.0%	1323	8.07
H29年	108	17	15.7%	182	10.71	616	140	22.7%	1680	12.00
R2年	102	28	27.5%	142	5.07	606	129	21.3%	1879	15.40
R5年	100	28	28.0%	280	10.00	616	122	19.8%	2806	23.00



② 在宅患者訪問診療

区分	病院					診療所				
	病院総数	訪問診療実施	訪問診療実施率	訪問診療件数	1施設当たりの訪問診療件数	診療所総数	訪問診療実施	訪問診療実施率	訪問診療件数	1施設当たりの訪問診療件数
	A(箇所)	B(箇所)	A/B (%)			A(箇所)	B(箇所)	A/B (%)		
H26年	112	35	31.3%	1835	52.43	608	109	17.9%	6174	56.64
H29年	108	34	31.5%	1966	57.82	616	116	18.8%	9745	84.01
R2年	102	45	44.1%	2499	55.53	606	122	20.1%	11371	93.21
R5年	100	51	51.0%	2474	48.51	616	117	19.0%	12882	110.10

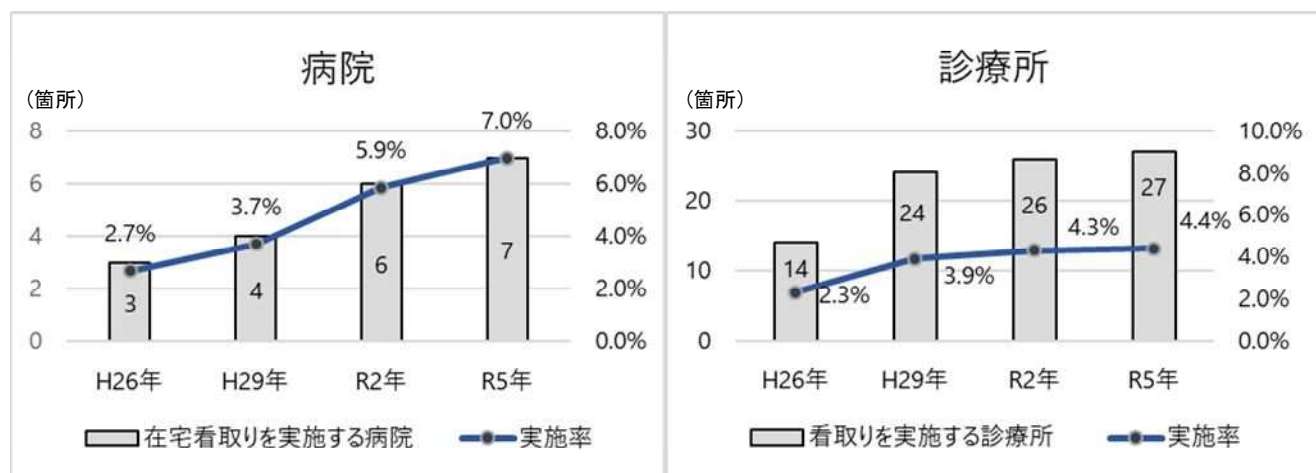


〈参考〉

往診	患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合。
在宅患者訪問診療	在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、患者の入居する有料老人ホーム等に併設される保険医療機関以外の保険医療機関が定期的に訪問して診療を行った場合。

③ 在宅看取り

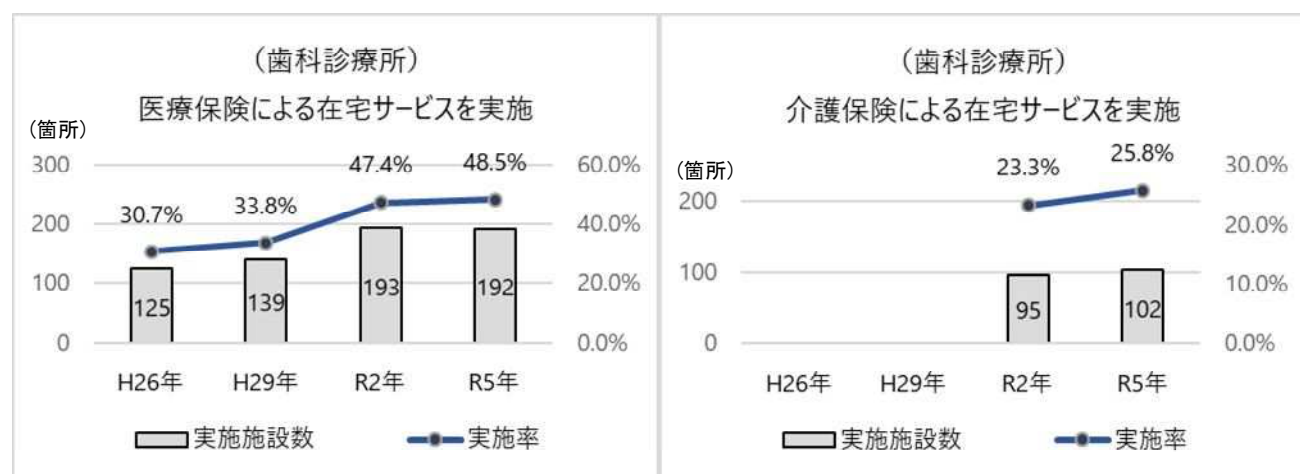
区分	病院					診療所				
	病院総数 A(箇所)	在宅看取り 実施 B(箇所)	在宅看取り 実施率 A/B (%)	在宅看取り 件数	1施設当たり の在宅看取り 件数	診療所総数 A(箇所)	訪問診療 実施 B(箇所)	訪問診療 実施率 A/B (%)	在宅看取り 件数	1施設当たり の在宅看取り 件数
H26年	112	3	2.7%	6	2.00	608	14	2.3%	22	1.57
H29年	108	4	3.7%	4	1.00	616	24	3.9%	46	1.92
R2年	102	6	5.9%	7	1.17	606	26	4.3%	53	2.04
R5年	100	7	7.0%	8	1.14	616	27	4.4%	70	2.59



④ (歯科診療所) 在宅サービス実施について

区分	医療保険による在宅サービス			介護保険による在宅サービス		
	歯科診療所 総数 A(箇所)	在宅サービスの 実施 B(箇所)	実施率 A/B (%)	歯科診療所 総数 A(箇所)	在宅サービスの 実施 B(箇所)	実施率 A/B (%)
H26年	407	125	30.7%	407		
H29年	411	139	33.8%	411		
R2年	407	193	47.4%	407	95	23.3%
R5年	396	192	48.5%	396	102	25.8%

※介護保険サービスのH26・29年は統計なし



〈参考〉 歯科診療の在宅サービス

医療保険による在宅サービス	訪問診療（居宅、病院・診療所、介護施設等），訪問歯科衛生指導
介護保険による在宅サービス	（歯科医師もしくは歯科衛生士による）居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導 介護保険の施設・通所サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービス含む）

3 専門部会協議結果

第 14 回回復期専門部会，第 12 回慢性期及び在宅医療専門部会（合同会議） （令和 7 年 2 月 12 日）開催結果

在宅医療の取組状況や課題について，各委員から意見が出された。

〈主な意見〉

- ・ 地域により在宅医療の提供体制に違いが見られる。
- ・ 医療施設との連携が進んでいない介護施設があり，課題となっている。 等

第 15 回部会長等会議（令和 7 年 2 月 19 日）開催結果

第 14 回回復期専門部会，第 12 回慢性期及び在宅医療専門部会の合同会議の報告の後，各委員から意見が出された。